

職員の懲戒処分について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、下記のとおり懲戒処分を実施したので公表します。

記

1. 被処分者
独立行政法人日本スポーツ振興センターに勤務する非常勤職員
2. 処分の種類
停職 3月
3. 処分日
令和7年6月12日
4. 処分理由
法令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター就業規程の違反
5. 事案の概要
当センター非常勤職員 A 氏に対して、虚偽の転職斡旋を行い、A 氏を退職に至らせた。

以上